

# 調布市道における自費工事施工承認基準

自費工事とは調布市が管理する道路で工事を必要とする方が、道路管理者の承認を得て、工事費を負担して行う工事です。

## 1 総則

### (1) 目的

自動車（道路輸送車両法第2条第2項から第4項までに規定する車両（以下、「車両」という。））が、車道から歩道又は側溝等の施設を横断して、車庫、倉庫及び駐車場等（以下「収容施設」という。）に乗り入れるための諸施設（以下、「乗入れ施設」という。）を設置する場合、及び縦列駐車を供する場合、及び何らかの理由により道路の一部を形態変更する場合の当該基準を定めることにより、もって沿道住民の利便及び良好な道路環境との調整並びに歩行者等の交通安全を図ることを目的とする。

### (2) 適用範囲

調布市道における自費工事施工承認基準（以下、「当該基準」という。）は、道路法第24条に基づき、調布市道に適用するとともに、道路法の適用を受けない市の管理する道路において準用する。

### (3) 運用基準

当該基準の適用に当たっては、歩行者の安全について最大限に配慮するとともに、車両通行に与える影響も鑑み、所轄警察署とも十分に連絡を取らなければならない。

## ご 案 内

- 自費工事申請書・承認書を表紙にして各々に添付書類を1部ずつ添付してご提出をお願いします。
- 記入例を確認のうえ、必要書類を添付してご申請ください。
- 申請から許可まで2週間程度かかりますのでご注意ください。
- 工事に当たっては、できるだけ道路管理課維持管理係自費工事担当(042-481-7725)と申請前に打合せをお願いします。ただし、事前打合せ等にかかわらず、審査において変更(指示)・補正が入る場合がありますので、予めご了承ください。

《詳細はホームページよりご覧ください》

申請について▶まちづくり・環境>道路>申請・手続き>自費工事

舗装構成について▶まちづくり・環境>道路>申請・手続き>道路占用>標準舗装断面(構造)図

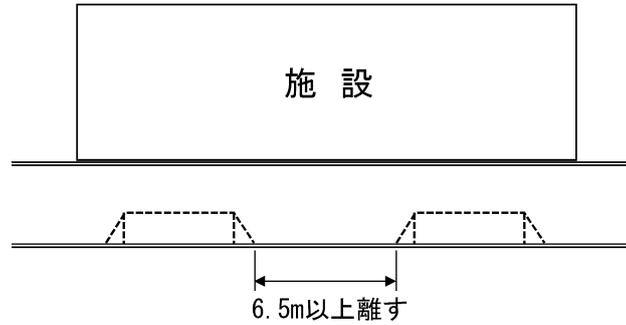
## 2 工事基準

工事基準は、次に掲げるとおりとする。

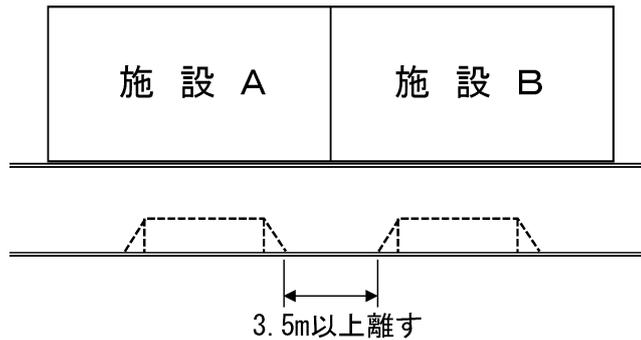
### (1) 乗入れ施設設置場所

乗入れ施設の設置に当たっては、原則として次によるものとする。

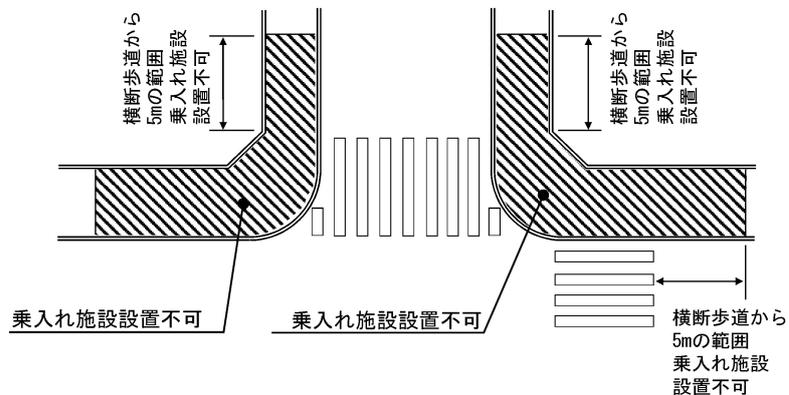
ア 同一収容施設のための切下げは原則1箇所とし、2箇所設ける場合は切下げ間の距離は6.5m以上を確保すること。



イ 他収容施設のための切下げと近接する場合は3.5m以上を離して設置すること。

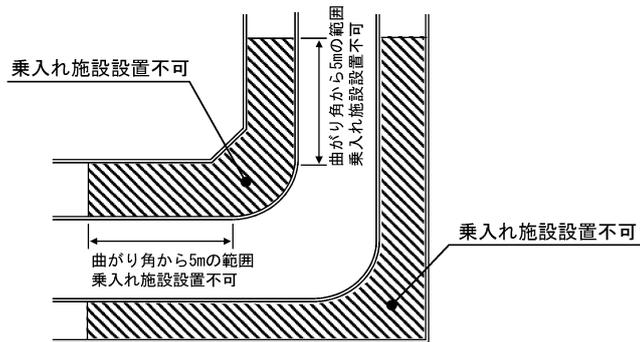


ウ 横断歩道及びその前後5m以上を離して設置すること。

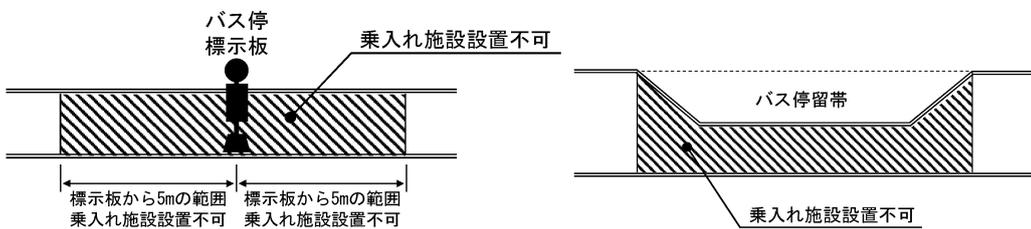


エ 横断歩道橋・地下道・地下鉄出入口から5m以上を離して設置すること。

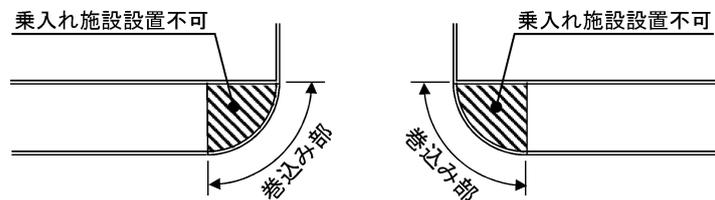
オ 交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点）及び交差点の側端（巻込み形状の場合は曲がり終わったところ）から5m以上を離して設置すること。



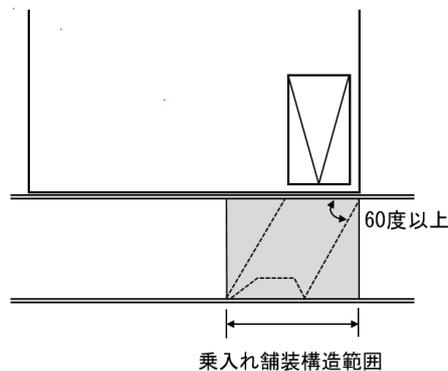
カ バス停車帯（バスベイ）、バス停留所には切下げを設置しないこと。  
（バス停留所標識柱のみの場合は前後10m）



キ 街角曲線部（歩道巻込み部）には切下げを設置しないこと。



ク 乗入れ施設は歩車道境界線に対して直角を原則とする。ただし、関係者との調整状況から移設困難な支障物件等がある場合、審議のうえ、真にやむを得ないもの認められる時に限り、60度まで斜めに設置することができる。その場合の歩道舗装の補強範囲は、歩車道境界線に対し両最端部より直角線内とする。



## (2) 切下げ構造（すり合せ部も含む。）

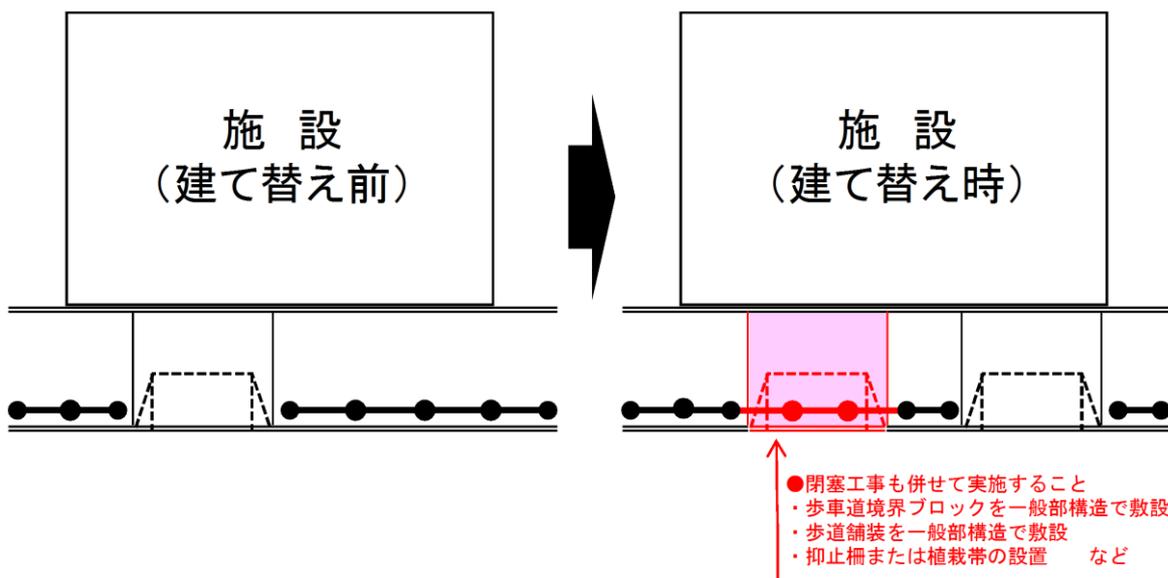
切下げの延長は下表を標準とし、必要最小限で設計すること。

種別	切下げ延長	参考車両種別		参考使用目的等
		車種区分	種類	
A型	3.03m	普通車	小型自動車 普通乗用自動車等	一般宅地の出入口
B型	4.24m	普通車	小型自動車 普通乗用自動車等	店舗・事務所・共同住宅 などの出入口
C型	5.45m	準中型車	貨物自動車(11t未満)	準中型車が頻繁に出入する 店舗・事務所の出入口
D型	7.27m	中型車	乗合型自動車(30人未満)	中型車が頻繁に出入する 店舗・事務所の出入口
*E型	7.27m超 (別途協議)	大型車	貨物自動車(11t以上) 乗合型自動車(30人以上)	工場、倉庫などの出入口

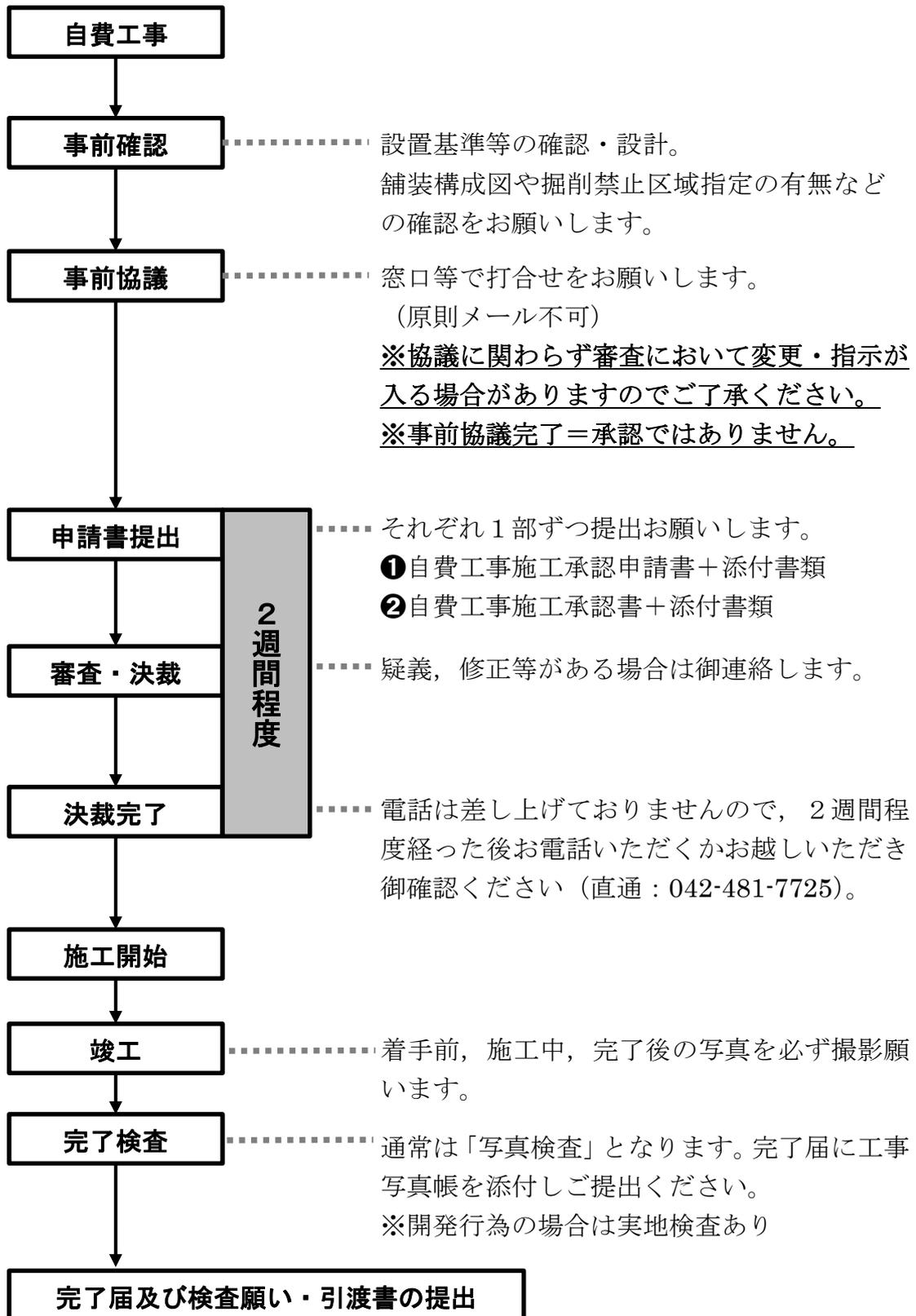
※利用車両や敷地形状等から車両が敷地周辺で転回することが著しく困難で、車両軌跡図等により、切下げ幅が不足していることが確認できる場合に認めることができる。

## (3) 既存施設（乗入れ・切下げ）の閉塞について

既存の乗入れ施設を廃し、新たにそれと一部重複する個所又は異なる個所に乗入れ施設を設置する場合には、既存の車両出入口は原形に復旧させるものとする。具体的には、不要となった車両乗入れ部は、歩車道境界ブロック、舗装並びに道路附属物（横断抑止柵、植栽帯（低木・中高木））を普通歩道（一般部）の構造に復旧することとする。



### 3 自費工事施工承認申請に係る主な手続きフロー



提出後，問題等があった場合のみご連絡いたします。

～ 自費工事施工承認申請について ～

お問い合わせ先

調布市 都市整備部 道路管理課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

☎042-481-7725

✉ [douro@city.chofu.lg.jp](mailto:douro@city.chofu.lg.jp)